

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十八年十二月十五日

提出者

重清佳之	岩丸正史	岡佑樹	中山俊雄	島田正人	来代正文	眞貝浩司	岡本富治	岩佐義弘	寺井正邇	喜多宏思	杉本直樹	井川龍二	南野恒生	庄野昌彦	高井美穂	古川広志
木下仁功	須見一	岡田理繪	嘉見博之	原井敬	山西朗	樫本孝	元木章	岸本泰治	西沢貴朗	木南征美	川端正義	丸若祐二	白木春夫	黒崎春章	長尾哲見	

徳島県議会議長

嘉見博之殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の
一部を次のように改正する。

「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一
日から平成三十年三月三十一日まで」に、「七万五千元」を「三万円」に、「五万円」を
「二万円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、平成二十九年四月から平成三十年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。